# 令和4年度

第8回定例農業委員会会議録

令和 4年11月21日 開催 令和 4年11月21日 閉会

(場所)綾川町綾南農村環境改善センター

# 令和4年度 第8回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第12号

令和4年度 第8回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和 4年11月16日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和 4年11月16日

場 所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和 4年11月21日 午前 9時00分

閉 会 令和 4年11月21日 午前10時04分 (会期1日)

第1日目(11月21日) 出席委員 17 名
------------------------

1番	中添	文彦				15番	滝川	廣男
2番	谷本	利信	9番	井脇	弘幸	16番	渡辺	玲子
3番	三好	直樹	10番	長尾	清	17番	大野	政則
4番	國重	義廣	11番	川西	正廣	18番	藤重	英子
5番	森	健人	12番	藤滝	健造	19番	丸尾	説男
			13番	三好	満			
7番	佐藤	裕子	14番	三好	光春			

農地利用最適化推進委員 1名参加

陶 福家 重夫

議事録署名委員 3番 三好 直樹 委員、 4番 國重 義廣 委員

欠席 6番 福家 範行 委員、 8番 笹川 武義 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主任主事 岩部 有起 主査 三好 勇太

傍聴人 0 人

# 議事日程

# 令和 4年11月21日

第 1	会期の決定に	ついて
第 2	議事録署名委	員の指名について
第 3	議案第1号	農地法第3条(農業委員会)について
第 4	議案第2号	農地法第4条(県知事)について
第 5	議案第3号	農地法第5条(県知事)について
第 6	議案第4号	農地改良にかかる届出について
第 7	議案第5号	現況証明(農委分)について
第 8	議案第6号	基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について
第 9	議案第7号	農地中間管理事業法第18条7項(農地利用配分計画の公告)について
第 10	議案第8号	農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】について
第 11	報告第1号	農地法第 18 条(通知)について

# 令和 4年11月 農業委員会議事録

## 午前9時00分 開会

#### 職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和4年度第8回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いします。

#### 会長

## 【挨拶】

#### 職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

#### 事務局

# 【挨拶】

#### 職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第4条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

#### 議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、6番 福家範行 委員、8番 笹川武義 委員、の2名です。よって、農業委員出席者は、17名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

## 委員一同

はい。

# 議長

本日の議事録署名人には、3番 三好直樹 委員、4番 國重義廣 委員を指名します。

#### 議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

# 事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。今月は2件です。

#### 議案第1号-1

地 図:

権利等: 所有権移転 有償売買 総額 50 万円

申請地:

譲渡人:

譲受人:

説明: 申請に至った理由ですが、譲渡人は農業を廃止し農地の処分を考えていたところ、自身の

経営による新規のオリーブ栽培を計画しており、まとまった農地を探している譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、現在はありませんが、この案件での取得予定が 22,297 ㎡ですので、 下限面積を超えております。

取得後の営農計画としては、申請地の現況は柿畑でありますが、近年十分な管理ができておりませんでしたので、オリーブに改植し、今後はオリーブ畑として運営していく予定です。

譲受人の農作業暦としては、3年、農作業の従事日数は、150日で、所有機械はありませんが、作業に必要な時にはレンタルにより賄う予定としております。また、オリーブの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約 18km、自動車で 25 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第1号-2

地 図:

権利等: 所有権移転 有償売買 総額 339,466 円

申請地:

譲渡人:

譲受人:

説明: 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足により経営縮小を考えていたところ、経営 規模の拡大を考えており、申請地の耕作している譲受人との間で、意見が合致し申請に至っ たものです。

譲受人の経営面積は、すべて自作地で 23,885 ㎡あり、この案件での取得予定が 3,886 ㎡ ですので、合わせて 27,771 ㎡となり下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

なお、貸付地が1筆ありますが、こちらは居宅から離れた場所にあり、基盤整備事業を機 に担い手に貸しており、担い手の経営計画があるため解約は行いません。

取得後の営農計画としては、水稲、野菜、果樹を予定しております。

譲受人の農作業暦としては、30年、農作業の従事日数は、150日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを各1台、農舎60㎡を所有しています。また、水稲、野菜、果樹の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、約 100m、徒歩でも 2 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

# 議長

議案第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

今月は1件です。

議案第2号-1

地図・図面:

申請地:

地 種: 第3種農地

併用地:

申請者:

用途: 住宅用地

施設の概要: 住宅 2 階建 1 棟 130.86 ㎡

申請事由: 宅地拡張

説明:【理由】 現在住宅が建っている申請地の隣接地である

は、平成13年5月に農地転用許可を得た後、住宅として供されています。その際、本申請地である については当時農地転用の申請地とはなっていませんでしたが、住宅建築時に庭地として無断で転用していました。子の分家住宅を計画するにあたり所有農地を調査したところ、無断転用であることが発覚し、是正を求めていたものです。

指導のもと追認許可を受けるべく申請が行われたもので、反省し始末書も添付 されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし

【期間】 平成 15 年 4 月 16 日建築

【造成】 造成に伴う新たな造成計画はなし

【排水】 雨水:北西水路へ放流

汚水:合併浄化槽を設置

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号につきまして説明を求めます。

#### 事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は4件です。

議案第3号-1

地図・図面:

申請地:

地 種: 第3種農地

併用地:

譲渡人:

譲受人:

用途: 住宅用地

施設の概要: 住宅 2 階建 1 棟 52.17 ㎡、カーポート平屋建 1 棟 27.17 ㎡ 合計 79.34 ㎡

申請事由: 分家住宅

説明:【理由】 譲受人は、現在妻の父が所有する住宅に夫婦と子2人及び妻の両親と居住し

ています。子どもの成長に伴い現在の住宅では手狭になってきたことから分家住 宅の建築を計画したもので、妻の父の所有地の中で検討した結果住宅の建築可能

な土地が本申請以外にないため選定されたものです

【資金】 土地代 0万円 造成費 0万円、建築費 2,200万円

自己資金 0万円、借入金 2,200万円

【期間】 令和5年1月15日(許可後)~令和5年6月30日

【造成】 盛土 なし 切土 なし 整地のみ

コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水:北西側水路へ放流

汚水:合併浄化槽を設置

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】

議案第 3 号-2

地図・図面:

申請地:

地 種: 第3種農地

併用地: なし

譲渡人:

譲受人:

用途: 住宅用地

施設の概要: 住宅 2 階建 1 棟 103.93 ㎡

申請事由: 分家住宅

説明:【理由】 譲受人は借家で夫婦と子ども2人の4人で同居していますが、家族が増え子

どもが成長するに伴い家財道具が増え手狭になってきたことから、分家住宅を計 画しました。申請地は、実家に近いため将来親の面倒を見るのに都合がよく、ま た子どもの世話をお願いするにも便利であるため選定したものです

土地代 0万円 造成費 500万円、建築費 3,200万円 【資金】

自己資金 0万円、借入金 3,700万円

【期間】 令和5年1月5日~令和5年12月20日

【造成】 盛土 なし 切土 なし 整地のみ

コンクリート擁壁 H=0.35m (西側・南側)

【排水】 雨水:最終桝を設置し北側県道側溝へ排水

汚水:公共下水道管へ接続

【他法令許可】 県道、町道の工事承認

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第 3 号-3

地図・図面:

申請地:

地 種: 第3種農地

併用地: なし

譲渡人:

譲受人:

用途: 住宅用地

施設の概要: 住宅平屋建 1 棟 106.24 ㎡

申請事由: 分家住宅

説明:【理由】 譲受人は借家で夫婦と子ども 2人の 4人で同居しています。実家では母と祖 母が2人暮らしであり、今後祖母の介護が必要となってくるであろうことを考え、 母や祖母の健康管理ができるように実家の隣の農地で住宅の建築を計画したも のです。

なお、申請地は平成12年から平成21年に実施された、

の区域内の農地ではありますが、当時の所有者が住宅用地と して非農用地協議を整えていた土地で、農振農用地には該当しておりません。ま の 300m以内に位置していることから第3種農地として た、 の扱いとなります。

【資金】 土地代 0万円 造成費 300万円、建築費 2,000万円 自己資金 0万円、借入金 2,300万円

【期間】 令和5年1月20日(許可後)~令和5年5月31日

【造成】 盛土 花崗土 H=0.85m 切土 なし 協会コンクリート・コンクリート擁壁 H=0.4~1.7m

【排水】 雨水:溜桝を設置し東側水路へ放流

汚水:北側公共下水道へ接続

【他法令許可】 町道施行承認

【水利】

【隣接同意】

議案第3号-4

地図・図面:

申請地:

地 種: 第2種農地

併用地:

譲渡人:

譲受人:

用途: 住宅用地

施設の概要: 住宅平屋建 1 棟 149.05 ㎡

申請事由: 分家住宅

説明:【理由】 譲受人は借家で夫婦と子ども1人の3人で同居しています。子どもが生まれ

借家住まいが手狭となったため、父親の土地を借りて分家住宅の建築を計画した

ものです。

なお、本申請に伴い既存住宅への進入路が使用できなくなりますが、既存進入路

の東側に付替える計画となっており、10 月に農振除外申請が提出されておりま

す。

【資金】 土地代 0万円 造成費 100万円、建築費 4,000万円

自己資金 0万円、借入金 4,100万円

【期間】 令和5年2月5日(付替え進入路の許可以降)~令和5年 11 月 30 日

【造成】 盛土 花崗土 H=0.05~0.29m 切土 H=0.36m

コンクリート擁壁(南側) H=0.5m

【排水】 雨水:溜桝を設置し西側水路へ放流

汚水:北側公共下水道へ接続

【他法令許可】 公共用財産使用許可

【水利】

【隣接同意】 該当なし

以上、4件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第4号農地改良に係る届出書について説明します。今月は1件です。

議案第 4 号-1

地図・図面:

申請地:

地 種: 第2種農地

申請者:

説明:【理由】 申請地は令和4年にオリーブや芝の栽培を目的として購入した農地ですが、

現在は農地間で高低差があるため営農上不便を感じています。そのため、本申請により農地間の高低差を修正し効率よく営農を行えるよう整備するものです。

【資金】 造成費 300 万円

【期間】 令和4年11月22日(受理後直ちに)~令和4年12月31日

【造成】 盛土最大 H=1.9m、 切土最大 H=1.6m

【施工業者】

以上、1件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第4号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第5号現況証明について、説明します。今月は1件です。

議案第5号-1

地図・写真:

申請地:

現況地目: 宅地利用状況: 宅地

申請人:

申請理由: 申請地は、昭和 27 年の農地法施行以前より宅地として供され住宅が建築されてい

る土地でした。このように農地法施行以前から非農地であった土地に対しては非農地証明を行うことができるとの規定があるため、本届出が行われたものです。なお、農地法施行以前より非農地であったことの証明として、昭和 22 年撮影の航空写真及び昭和 22 年と建物の場所がほぼ一致する昭和 38 年撮影の航空写真の提出があります。

このほかに、地元の古老等による農地法施行以前から非農地であった旨の確認書の 提出も求めておりますが、確認書については現在のところ提出がありません。農地法 施行以前から非農地であったことから周辺農地に与える影響もないものと考え、追加 で提出を求めている確認書が提出された場合に、航空写真及び確認書により二通りの 方法で確認が取れたとして非農地証明をしても問題ないと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第5号についてご質問はありませんか。

## 委員一同

なし

## 議長

続きまして、議案第6号について事務局より説明を願います。

## 事務局

はい。議案第6号、相対による利用権設定です。P.6~P.16をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数: 17件 合計 64,881.75 m²

内訳

新規契約: 1~4番 4件 10,124 m<sup>2</sup> 更新契約: 5~17番 13件 54,757.75 m<sup>2</sup>

以上、審議のほどよろしくお願いします。

#### 議長

議案第6号についてご質問はございませんか。

#### 委員一同

なし

## 議長

続きまして、議案第7号について、事務局より説明を願います。

## 事務局

はい。議案第7号、機構が中間管理権を有する農地の利用権設定です。P.17をご覧ください。件数は1件です。

所在:

利用権: 賃貸借権

貸付人:

借受人:

転貸人: 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積: 151,167 ㎡ 利用目的: 水稲、麦、野菜 賃料: 年間 10 a 当 b 5,000 円

期間: 機構借入 H29.1.1.~R8.12.31(10年間)

機構貸付 R5.1.1~R8.12.31 (4年間)

以上、審議のほどよろしくお願いします。

## 議長

議案第7号について、ご質問はございませんか。

## 委員一同

なし

# 議長

続きまして、議案第8号についてです。なお、案件第3号に三好満委員に関係する案件が含まれ

ますので、審議の間ご退室をお願いします。

# 【退室】

## 議長

それでは、事務局より説明を願います。

## 事務局

はい。議案第8号、農地機構を通じた利用権設定です。第3号案件について、説明します。 P.19 をご覧ください。

所在:

利用権: 賃貸借権

貸付人:

借受人:

転貸人: 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積: 160,183 m<sup>2</sup>

利用目的: 水稲・麦・野菜

賃料: 年間 10 a 当り 5,000 円

期間: R4.12.1~R10.11.30 (6年間) 以上審議のほどよろしくお願いします。

## 議長

案件第3号につきまして、何か質問はありませんか。

## 委員一同

なし

#### 議長

それではさきに採決を行います。

議案第8号の、案件第3号について、賛成する方の挙手を求めます。

## 委員一同

挙手多数

# 議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

## 【入室】

## 議長

続きまして、案件第7号に私に関係する案件が含まれますので、退室いたします。なお、その間 の議事進行については、職務代理にお願いします。

# 【退室】

## 職務代理

それでは、事務局より説明を願います。

# 事務局

はい。第7号案件について、説明します。

P.21 をご覧ください。

所在:

利用権: 使用貸借権

貸付人:

借受人:

転貸人: 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積: 16,498 m<sup>2</sup>

利用目的: 水稲

賃料: 年間10a当り0円

期間: R4.12.1~R10.11.30 (6年間) 以上審議のほどよろしくお願いします。

#### 職務代理

案件第7号につきまして、何か質問はありませんか

#### 委員一同

なし

## 職務代理

それではさきに採決を行います。

議案第8号の、案件第7号について、賛成する方の挙手を求めます。

#### 委員一同

挙手多数

## 職務代理

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。中添会長は、入室の上、ご着席下さい。

# 【入室】

#### 議長

続きまして、案件第8号に滝川廣男委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

# 【 退室 】

## 議長

それでは、事務局より説明を願います。

## 事務局

はい。第8号案件について、説明します。

P.21、22 をご覧ください。

所在:

利用権: 賃貸借権

貸付人:

借受人:

転貸人: 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積: 116,664.35 m²

利用目的: 水稲·麦

賃料: 年間 10 a 当り 5,000 円

期間: R4.12.1~R7.11.30 (3年間)

以上審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第8号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第8号の、案件第8号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。滝川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

続きまして、案件第9号・10号に藤滝健造委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【退室】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第9号案件について、説明します。

P.22 をご覧ください。

所在:

利用権: 賃貸借権

貸付人:

借受人:

転貸人: 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積: 152,203 m<sup>2</sup>

利用目的: 水稲·麦

賃料: 年間 10 a 当り 12,000 円

期間: R4.12.20~R10.12.19 (6年間)

続いて第10号案件について、説明します。

P.23 をご覧ください。

所在:

利用権: 賃貸借権

貸付人:

借受人:

転貸人: 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積: 152,203 m²

利用目的: 水稲·麦

賃料: 年間 10 a 当り 12,000 円

期間: R4.12.20~R10.12.19 (6年間) 以上審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第9号・10号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第8号の、案件第9号・10号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。藤滝委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

続きまして、案件第 12 号に國重義廣委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【退室】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第12号案件について、説明します。

P.24 をご覧ください。

所在:

利用権: 賃貸借権

貸付人:

借受人:

転貸人: 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積: 87.633 m<sup>2</sup>

利用目的: 水稲・麦

賃料: 年間 10 a 当り 5,000 円

期間: R4.12.1~R7.11.30 (3年間)

以上審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第12号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

# 議長

それではさきに採決を行います。

議案第8号の、案件第12号について、賛成する方の挙手を求めます。

#### 委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。國重委員は、入室の上、ご着席下さい。

# 【入室】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

# 事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.18~P.24 をご覧ください。

契約件数: 6件 合計 13.849 m<sup>2</sup>

新規契約: 1·2番、4~6番·11番 6件 13,849 m<sup>2</sup>

更新契約: なし 変更契約: なし

貸付先としましては、1番を

へ、4~6番を

へ、11番を

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第8号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について、事務局より説明を願います。

#### 事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は5件です。

へ、2 番を

# 報告 1-1

賃貸人:

賃借人:

申請地:

解約日: 令和4年10月24日

説 明:受人疾病のため、労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

# 報告 1-2

賃貸人:

賃借人:

申請地:

解約日:令和4年10月24日

説 明:受人疾病のため、労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

## 報告 1-3

 賃貸人:

 賃借人:

 申請地:

解約日:令和4年10月24日

説 明:受人疾病のため、労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

## 報告 1-4

 賃貸人:

 賃借人:

 申請地:

解約日:令和4年10月24日

説 明:受人疾病のため、労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

# 報告 1-5

 賃貸人:

 賃借人:

 申請地:

解約日:令和4年10月31日

説 明:受人体調不良のため、労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。 以上です。よろしくお願いします。

#### 議長

報告第1号について、ご質問はございませんか。

#### 委員一同

なし

## 議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第8号議案のうち、第8号議案の案件第3号・7号~10号・12号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

## 委員一同

全員挙手

#### 議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべ て終了しました。ありがとうございました。

## 職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第8回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 10 時 04 分

閉会